

よくあるお問い合わせ（PTA総合補償制度）

ケガについて【PTA 団体傷害保険】

●PTA 行事中のケガ

Q.旗振り当番に未就学児が同行し、そのお子さまがおケガをされた場合は対象となりますか？

A. 未就学児は旗振り当番の活動に参加する、とは言えない為、対象外となります。

Q.PTA 活動として安全パトロールをするが、予め決めた日にちと違う日に急遽行うことになった場合も対象となりますか？

A.PTA 活動の一環であれば対象となります。

Q.PTA 会員ではない保護者の方が、PTA 活動中におケガされた場合、対象となりますか？

A.おケガをされた方が、事前に名簿でその活動の参加者として認められていれば、対象となります。

賠償責任について【PTA 賠償責任保険】

●PTA 行事中の賠償責任

Q.項目の中に「保管物」とありますが、こちらには学校から貸与されるタブレットも補償の対象になりますか？

A.保管物は PTA 行事で使用の物に限定される為対象となりません。

●児童・生徒の日常生活の賠償責任

Q.部活動中に起きた事故の賠償責任はどう判断されますか？

（練習中、野球ボールやサッカーボールが民家や学校の窓ガラス等を破損した場合など）

A.学校の管理下中やクラブ活動中に定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、児童・生徒に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合は補償の対象となりません。

Q.学校内で生徒の眼鏡が破損していたが、いつの間にか壊れていて誰がどのように壊したのか不明です。対象となりますか？

A.壊した人や原因が特定できないと補償は難しくなります。

他にも多数の事故事例を次頁に掲載しておりますのでご確認ください。